

愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

1 概要

本県では、国が示す「外来医療に係る医療供給体制の確保に関するガイドライン」に基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定（令和6年3月改訂）し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定し、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。

この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。

本取り扱いは令和3年4月1日から開始されており、令和7年7月1日から令和7年12月31日までに、3件の医療機関から「共同利用計画」の提出がありました。

<対象医療機器>

CT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィ

<対象者>

上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

2 共同利用計画の提出のあった医療機関

医療機関名	所在地	対象機器	設置日	共同利用	共同利用の方法	理由 (共同利用を行わない場合)
西尾市民病院	西尾市	MRI (1.5テスラ以上3テスラ未満)	R7.9.3	行う	連携先の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供	—
西尾病院	西尾市	マルチスライスCT (16列以上64列未満)	R7.9.19	行わない	—	施設基準を満たすことができないため
碧南市民病院	碧南市	マルチスライスCT (64列以上)	R7.9.30	行う	連携先の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供	—